

社団法人 町田 法人 会報

社団法人 町田 法人 会

東京都町田市原町田 3-4-4

町商会館内

TEL. 0427 (26) 2453
(26) 4132

発行日 昭和62年3月20日

第22号 (通刊50号)

昭和62年
陽春号



題字は吉井良造町田税務署長

目次

「テレビ界のうらおもて」	2
法人税解説シリーズ	5
部会報告	9
「これからの健康と食生活」	11
新会員のご紹介	14

＝増やそう法人会員＝

青年部会 公開講演会 「テレビ界のうらおもて」



「税務署の方が居るとは思いませんでした。確定申告の時はよろしく。」とあいさつした江森氏は、少し緊張しますねとつけくわえる。

▼プロフィール▲

東京生まれ。54歳。
早稲田大学国文科卒。
朝日新聞社会部記者、
デスク、週刊朝日副
編集長を経て、現在
朝日新聞編集委員。
著書「伊藤素子＝愛
の罪をつぐないます」
他多数。



はじめに、町田税務署法人税第一部門によるスライド上映。つづいて江森氏の登場を待った。

東京（自称下町）生まれの54歳。しかも若さと“ボリューム”を持ち合せた江森氏は、2時間以上にわたる講演を見事にリードして参加者一同を楽しませた。

会報前号と、法人会ニュースでお知らせした青年部会公開講演会は、2月5日町田市民ホールにおいて、定刻6時半より開催した。

当日は、「講師が江森陽弘氏」と言う事もあってか、一般を含む70名以上の参加が得られた。



「講演要旨」

ハーモニカを使って

この日、会場へ来る前にTVの収録に行ってきた江森氏は、「今日は、ハーモニカが上手く吹けた」と語った。

本来今の番組には、「テレビのワイドショーとは何か」という話（テレビ論）をする為に出ているのだが、あるきっかけからハーモニカを吹くはめになってしまった。「新聞記者が、テレビに出てハーモニカなんて吹いても良いものか。と思ったが、意外にも全国から沢山の手紙が頂けると、自分の下手なハーモニカでも人を感動させられるのか」と思い嬉しかった様だ。

それは、新聞記者にしても、テレビのキャスターにしても相手の気持ちは動かすと言うのは大変なことだからだ。それがどんな特ダネだろうと人の気持ちはなかなか動かさない。それが、ハーモニカで動かしたというのは江森氏にとって、別な意味でショックだった。

テレビ界のうらがわで…

さて、一方で今江森氏の出ている「新伍のお待ちどうさま」は、タモリ氏の番組に迫りつつある。

先週の視聴率が10%。新伍さんが担当する1年半前は2%だったと言うのだから大変な成長ぶりである。しかも、関西地方では既にトップに立ち横山やすし氏が出る日には大坂で14%を越えてし

〔写真説明〕

「取材の時もハーモニカを使って色々な事の立て前と本音を聞いていきたい。」と語る。



まうと言う。

では、なぜ視聴率が上がったのかを考えてみたい。それは、“作りもの”ではないからだ。

テレビの大半は、“作りもの”だという事に気が付いてもらいたい。今、大半の生番組（ワイドショーとかの類）は全て“作りもの”である。それらは何時間も掛けて打ち合せをし、各方面での了解を得て、キャスターは台本に書いてある事を口にして如何にもその場で進行している様に見えるが、実は前から出来上がっているものをその場で再生しているにすぎない。

ところが、トーク番組などでは、打ち合せもなければ台本もない。そこにはテーマだけが用意され出演者の個性によって料理されていく。

そうした世界こそが新鮮であり面白いのではありませんか。どんなに感動する様な場面でも何回もリハーサルをやっていくうちにそれは薄れてしまい、やっている者を白けさせるのである。やっている者が面白くないのに見ている者が面白いわけはないと思うが、如何だろうか。



テレビは、うそを伝える？

そうしているうちに、テレビの在り方の変貌が見られるようになって来た。以前はテレビに出ていた人が自分の言葉で話していると、それがその人の意志の様に見受けられたがこれはどうであろう。

確かに、新聞などは記者の個人的な考えや、新聞社の姿勢が、その紙面に反映されるものだが、実はテレビにしてもこのあたりは同様なのである。

それは、編集によって実際に言っている人の意見と、テレビで流れている話しとは違う時があり、例えばの話。「あの人はバカだったんです。



写真説明

最後に江森氏は、「作りもの」が如何にみにくいかと言う話をして講演にピリオドを打った。

上の写真に注目して頂きたい。これは数年前モーニングショーで上海に行った時ご本人を写したものであるが、江森氏曰く、「ど一見たってこれは新聞記者じゃなくて俳優でしょう。作りものとは、こういうものです」とのこと……

あんな奴に騙されて」というのが、「あの人はバカだ」という所だけで流されたんでは、これは随分違う話しになってしまう。

つまり、テレビの人々は、本当の事を伝えようとしているのだけれども、あまりにも面白くさせようとして考えすぎてしまうため、焦点がずれてしまったり、新鮮さがなくなったりしてしまふ。

その結果、伝えたいものが伝わらなかつたり違うものが伝わったりしていく。

これからの視点

そういったものの中から江森氏は、「本当の事はちゃんと伝わっているのか」と自問自答する様になった。

それは、世の中のことがらを伝えるジャーナリズムの中にいる人間として、物事を伝えようとする難しさがそうさせているのであろう。それが、今出ている番組への原動力となった。

しかしながら、世の中の全ては、作りものという感じがあるのも事実なわけである以上その中から「真相とは何か」と言う事を感じとってもらいたい。

「人間（ニュースにしても）素朴さが大切だと思う。」



使用人兼務役員とされない役員も多い

従業員賞与と同時支給も損金の要件

調査官はここを否認した

同族会社であるA株式会社の役員の出資割合は次の通りである。

甲	48%	代表取締役
乙	20%	常務取締役（友人）
丙	5%	取締役営業部長（甲の長男）
丁	0%	取締役経理部長（甲の妻）

これ以外の株式27%は一般社員が保有しており、その保有割合はいずれも5%以下である。

A社では、前記の乙、丙および丁に対し使用人兼務役員の使用人分賞与を支給したが、税務調査で次の通り乙および丁に支給した賞与は、役員賞与として損金計上を否認された。

	（支給額）	（税務調査の結果）
乙	150万円	損金計上を否認
丙	140万円	損金計上を是認
丁	100万円	損金計上を否認

なお、A社が支給した賞与のうち、使用人賞与の最高額は総務部長の200万円であった。

なぜ否認されたか

役員賞与は、その事業の経営に関する役員功績に対して支給される報奨金であり、本来は法人が獲得した利益の分配として支給される性格のものですから、

法人税法上、損金として認められていません（法35①）。

ところが、役員に対する賞与はすべて損金と認められないとすると実情にそぐわない面もでてきます。すなわち、役員とはいっても企業の経営に役員として参画することより、一般の使用人と同様な日常業務に携わっている人が非常に多いという実情を考えなければなりません。

そこで、法人税法では、使用人としての職務を有する役員（いわゆる使用人兼務役員）の職務に対する賞与については、次の要件のすべてを満たす場合に限り損金として認められることになっています（法35②⑤）。

- (1) 工場長、部長、課長などの使用人としての職務を有する役員であること。
- (2) 使用人と同一時期に支給していること。
- (3) 決算において損金経理をしていること。
- (4) 使用人分賞与として相当な金額であること。

この事例についてみますと、A社では乙、丙および丁はそれぞれ役員になっているが、役員としてよりも、むしろ使用人としての職務に従事させていて、その賞与の支給額も他の使用人に支給した賞与（最高200万円）に比べ、不相当に高いといえるものではないとして損金に計上したものと思われれます。

しかし、役員が使用人としての職務を行っていても、社長、専務取締役、常務取締役など代表権がある役員や監査役などは、この使用人兼務役員にはならないとされています。

従って、乙は常務取締役ですから、乙に対する賞与は損金として認められません。

次に、丙（取締役営業部長）および丁（取締役経理部長）は、先に述べたような代表権を有していない平取締役ですが、A社のような同族会社である場合には、使用人兼務役員と認められないことがあります。

つまり、その役員が次の要件のすべてを満たす場合には、使用人兼務役員と認められないことになります。

- (1) その役員の属する株主グループが同族会社の判定グループとなっているこ

と。

(注) 判定グループとは、そのグループが第3順位までに入る大株主グループであり、かつ、そのグループが入って初めて全株式の50%以上となる場合のそのグループをいいます。

- (2) その役員の属する株主グループの持株割合が10%超であること。
- (3) 本人（その配偶者およびこれら夫婦の持株割合が50%以上である他の会社を含む）の持株割合が5%超であること。

そこで、A社の株主構成を考えると、甲、丙および丁の3人は、同一株主グループであり、各人の持株割合を合計すると53%になりますから、前述の(1)と(2)の要件には該当することになります。

ところが、(3)の要件については、丙は持株割合が5%であり、該当しませんから、使用人兼務役員になり、支給した賞与は損金として認められます。

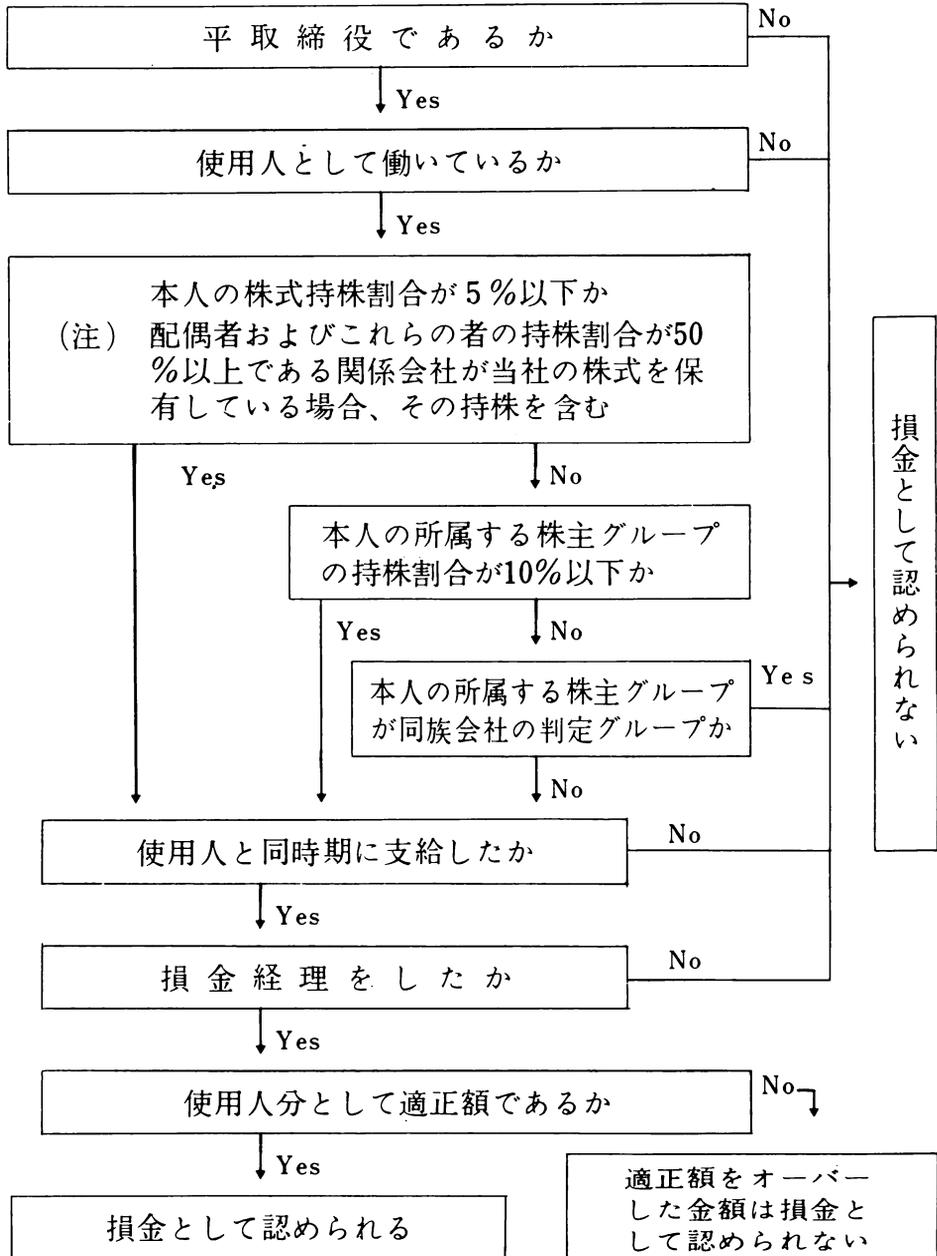
しかし、丁についてみると丁自身は株主ではないけれども、(3)の要件のカッコ書きで、その配偶者である代表取締役甲を含めて5%超かどうかの判断を行うこととされていますので、甲夫婦の持株割合の合計は48%であり、丁は(3)の要件にも該当し、使用人兼務役員とはなりませんから、支給した賞与は損金と認められません。

なお、使用人兼務役員に該当するか否か、また、その賞与が損金となるか否かの判定については、次ページのチェック表を参考にしてください。

アドバイス

- ① 役員賞与のうち、使用人兼務役員に対するもので、他の使用人に対して支給する時期に支給するなど一定の要件を満たすものは損金になる。
- ② いわゆる専務、常務などという役員は使用人兼務役員にならないので、肩書をつけることについては注意を要する。
- ③ 同族会社の中心株主の家族は使用人兼務役員とならないことが多いので、次ページのチェック表で判定するとよい。

使用人兼務役員賞与のチェック表



婦人部会研修会

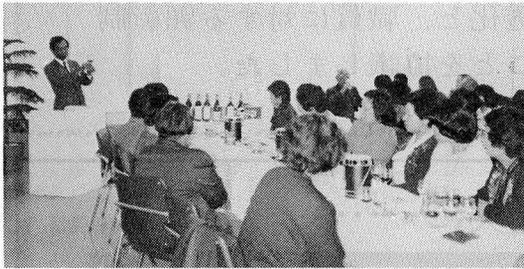
部会長 堤 敏子

2月17日、マツヤマレディーズ館4階でワイン講習会を開催しましたところ、27名という多数の参加者があり大変盛大でした。

ワイン講習会に先きだち、税務署の指導官により「社長さんの気になる税金」のお話がありました。時間の関係で一部のお話でしたが、次回にも計画しお願いしたいと思っております。

続いてワインのお話にはいり、歴史、マナー、エチケットなどについて勉強し、試飲会では、多種のワインを賞味しました。常識的なことと思っておりましたところ、意外に知らないことも多く大変勉強になりました。このような催し物を多く開きたいと思っておりますので、次の機会にもまた御参加下さい。

御協力いただいた各講師の方、法人会の皆様、ありがとうございました。



ワインについて

ワンポイントアドバイス

★酒屋さんでは寝かせて = コルクを湿らせてあるワインを買う = おくため

★冷蔵庫の中に何日も = においが移ってし入れておかない = まうため

★残ったら小さなビンに = 酸化を防ぐため移して栓をする

♣赤ワイン = 室温で飲む (適度に空気にふれさせる)

♣ロゼ = 冷やして飲む

♣白ワイン = 甘口になるほどよく冷やして飲む

源泉部会 研修会報告

昭和62年1月26日午後1時30分より、町田税務署会議室において今年度3回目の研修会を開催いたしました。

先づ、渡部指導官より寄宿舎、金銭の無利息貸付、福利厚生施設利用、レクリエーション費用負担など現物給与について課税されないための留意点の説明がありました。ついでお招きした安田生命保険相互会社の佐久間俊治氏、松井隆司氏による「最近の年金・退職金を巡る諸情勢について」と題しお話がありました。

「人生80年時代」というかつてない超高令化社会を迎えるにあたって年金制度はだいたいどうぶなのだろうか。老後の安定した生活設計を図るためにはどうしたらよいか。これらの問題について、「日本の将来人口推計」、「公的年金・企業年金、

各種共済制度の現況」「意識調査」等豊富な資料を駆使して論じられました。

長寿社会のなかで安定した老後を過ごすためにこれからは公的年金のみだけでは頼りにならず、個人の可能な限りの自助努力と国民全体の相互扶助が必要なが大いに理解できました。

なお当日会場において、62年度以降の事業計画の参考とするためアンケート調査を行いました。その結果希望する研修項目として多かったのは「62年度税法改正について」、「源泉所得税の税務調査について」、「年金制度に関する問題」、「社会保険と住民税」、「配当所得の源泉徴収」などでした。

今後関係者と打ち合せて、有益な研修会を企画していきたいと念願していますのでよろしくご協力下さい。

昭和61年度 法人会共済制度連絡協議会 開かれる

法人会では、会活動の一環として会員のための厚生事業を

1. 経営者大型総合保障制度
1. 経営者退職年金制度
1. 特定退職金共済制度
1. 経営保全プラン

等の普及および加入促進を実施しています。

昭和62年2月19日に開かれた協議会において、受託会社との連絡協調による制度内容の普及浸透化と、職員に対する顕彰制度を考慮して、加入促進をはかることを協議しました。

従業員の退職金制度の充実に……

東法連特定退職金共済制度

従業員の福利厚生をはかって勤労意欲をたかめ

人材を確保して事業の安定成長をはかることを目的とした制度です。

この制度のすぐれた特色

- ★掛金は1人月額20,000円まで全額損金(必要経費)処理できます。
- ★将来支払うべき多額の退職金を月々わずかの掛金で計画的に準備できます。
- ★掛金は1口1,000円から20口20,000円まで加入できます。
- ★1年未満の退職でも給付金が支給されるので掛け捨てになりません。

〈過去勤務期間通算制度〉 ※新規加入事業所のみ適用されます。

採用のメリット

- ★被共済者の過去勤務期間を通算することにより、さらに充実した退職金制度が確立できます。
- ★この取扱いによる掛金(過去勤務掛金)は全額が損金または必要経費に計上できます。



お問い合わせは……

(財)東法連特定退職金共済会

〒160 東京都新宿区坂町13-4・全法連会館内
電話(03)357-1641

取扱会社

大同生命保険相互会社

横浜支社厚木営業部町田営業所
〒194 町田市中町2-2-5
電話(0427)22-5756

「これからの健康と

食生活」

昭和61年10月22日、
東京国税局管内法人会
役職員合同研修会より

聖マリアンナ医科大学の中村丁次先生（同大学栄養室長）は、これからの健康管理は食生活から始まると言っている。昔は体の調子が悪いと言っては医者に行き、抱えきれない程の薬をもらって帰ったものだが、中村先生の場合は主に相談—カウンセリング—によってその患者の食生活を改善するもので薬を使わないと言う特長がある。

医者へのくせに薬も使わないで患者を見るとはとんでもない奴だと思ふ人もいるかもしれないが、そういう事を言っていると長生き出来ない。

先生曰く、「なぜ薬にたよるのか。食事をあまり軽く見てはならない。人は1日に2kgもの食物を摂取しているのです。だから健康が崩れると言うのは毎日の食生活に何か無理があるからなのだ」と語った。ちなみに先生の診断（相談）を受けるには、約半年先の予約が必要だとのこと、その実績というものも既に証明済みという事でしょうか。続いて、予防医学の話があった。予防医学という分野の発展からずいぶん様変わりしている現在ですが、予防医学と言うと死亡三大原因の撲滅と言うのが有ります。これはWHO（世界保健機構）が提唱した西暦二千年までに「ガン」、「心臓病」、「脳卒中」を無くそうと言うもので、今その研究が盛んに進められているそうです。

その中で、GNPが上昇すると心臓病が多くなるという話があり、その代表的な国が米国です。ところが近年日本のGNPが上がってきても、心臓病が増えないのはなぜだろうかと思った米国人は、日本の食事形態が心臓病を起さないのだと考え、最近の日本食ブームが起ったと言うわけです。

もっとも日本にも脳卒中という死亡率の高い病気があるわけで（今では、ガンが一位になりましたが）本当の意味で現在の日本食がイコール健康食とは言えないわけです。

とりあえず、バランスを考え何んでも食えることですが、塩分はひかえ目に、あまり食べすぎない様にするのが一番かと思います。

それから最後に、先生がよく使う健康法で、「亭主（奥さんでも可）を早死させる法10ヶ条」というものを紹介します。

亭主を早死させる法

10ヶ条

第1条。太らせる。

説明するまでもないが、標準より20%以上の肥満症は長生きには危険信号である。

第2条。座らせる（運動不足にさせる）。

長生きするためには、1日1回は運動により汗をかく習慣をもつことが必要である。

第3条。酒を飲ませる。甘いものを食べさせる。

晩酌は、日本酒で1～2合、ウィスキーで100～200cc、ビールで1～2本のうちどれか一つが限界。ただし、どれを飲んでも中味はエチルアルコールだから変りはないので、好きなものをどうぞ。

第4条。塩辛いものを食べさせる。

本来塩分はさほど必要なものではない。



第5条。動物性脂肪を食べさせる。

動脈硬化の原因となり、コレステロールが高く
なる。これと反対に、コレステロールを下げる食
べ物は、①植物性の油、②きのこ類、③海藻類、
④大豆と大豆製品（なっとうはダメ）⑤野菜類
全般である。

第6条。コーヒーをがぶがぶ飲ませる。

1日5杯以上（砂糖をたっぷり入れる）で、心
筋梗塞での死亡率が2.5割増えると言う。

第7条。タバコをすすめる。

はっきり言って、肥満者がタバコを吸うとい
うのは、自殺行為である。

第8条。夜ふかしをさせる。

普通人間は、午後11時から翌日の午前2時頃ま
での間が一番深く眠ると言われています。

第9条。始終文句を言っていじめる。

第10条。旅行に行かせない（第9.10条は、いら
らさせるとい事）。

ストレスの原因の8割は人間関係である。だか
ら、その原因と成っている人物と旅行なんか
に行くともう立ち直れなくなる危険が高いので
気を付ける様に。

なにやら少し物騒な話ですが、あくまでも
健康法なので、みなさんがこの10ヶ条を活用
する時は、慎重にご検討下さい。

待つことを嫌いな動物

元全法連・東法連会長
金原 四郎

人間は「待たせる」ことは苦にならないが、「待
つ」ことは非常に不愉快に感ずる動物であるとい
う。私はいろいろな会合に出席してきたが、定刻
に全員集まって開会されたことは殆どない。中
にはきまって何分か遅れてくる人がいる。時間
にルーズなのか、あとからくるのが偉いという
ように錯覚しているのだろう。こういう人に限
ってとかく約束を守らない。故人になられた
が講談社の社長野間省一さんは、初めての
ところを訪問すると

きは、前もって自動車の運転手に所要時間を
調べて、交通渋滞や地理不案内などのために、
約束の時間に遅れないように心掛けられた
という。自分が多忙であればなおさら相手
の時間も大切にしなければならない。

日本マクドナルドの社長は「注文して客の
待時間は32秒。10分以上待たせたら不
合格」とその商売の秘訣をいっているが、
食堂、レストランなど食事にかかわる
商売では、客を待たせることは店の盛
衰につながりかねない。私はせっかち
だから待つことは大嫌いである。待た
せるようなところは、何商売でも敬遠
し、時間にルーズな人は信用しないこ
とにしている。その代り人を待たせる
ことはまずない。限られた80年の人
生の時間である。自分の時間も他人
の時間も大切にしたいものである。



税務職員募集

税務職員になるためには

- 試験** 国家公務員採用Ⅲ種試験（税務）
高校卒業程度
- 受験資格** 18歳から20歳まで（来年の4月1日現在）
- 申込時期** 7月上旬

採用されますと、

- 税務大学校に入校し、東京大学教授等一流のスタッフによる一年間の充実した研修が行われます。（研修期間中も給与が支給されます。）
- 税務大学校卒業後は、勤務しながら、多くの方が大学Ⅱ部へ通学しています。

詳しくは、最寄りの税務署又は東京国税局人事第二課試験係へおたずねください。

東京国税局

電話 03-216-6811 内線2059・2060

（昭和62年2月）

編集後記

本年度最後の会報をお届けします。

今回の税制改正では、法人税の税率引下げはほぼ確定的と思います。しかし、今話題の多い「売上税」については問題点も多く、国民生活や中小企業経営に及ぼす影響の広範囲さ、重大性を考えると、この法案については国民のコンセンサスが得られるよう国会において十分審議が行われると思います。

全法連におきましても2月4日、売上税問題に今後どのように対応していくか検討され、その結果東法連としては、新税特別委員会と税制小委員の合同会議をもち具体的に結論を出すこととなりました。

 (社)町田法人会会員

 (社)町田法人会会員

新 会 員 の ご 紹 介

(62年1、2月分)

法 人 名	代表者名	所 在 地	業 種	電 話
(有) 舞 之 館	大塚 洋一	原町田4-8-7	飲食店	26-7657
(有) 写 真	木村 晋一	中町1-28-22 天野ビル2F	一般写真の製作販売	29-4991
(有) タ イ ド デ ザ イ ン	井出 敏一	旭町2-13-10 アポロ音響ビル	工業デザイン 建築モデル写真	22-2521
(有) 扶洋エステティック1	青木 一	" 3-8-31	美顔器具、化粧品の販売	25-7352
(有) 原 嶋 電 機	原嶋 豊高	玉川学園5-2-4	家電製品販売	26-0486
(有) 関 建 築 設 計	関 良忠	東玉川学園1-10-13	建築設計と付随業務	28-1641
(株) エム ア ン ド エ イ チ	真鍋 信輝	金森540-1	建築設計、飲食業	23-9876
(株) 下 山 商 店	下山順一郎	" 601	飲食店	28-0300
(有) マ チ グ 抜 型	古木 利男	" 982	パッキン、紙器用抜型	22-4553
(有) 松 本 工 務 店	松本 忠仁	" 1728-3	建築業	96-7183
(有) 不 二 工 業	鈴木きだ子	" 1832-3	鉄筋工事のガス圧接	96-8162
エコーキャノンピーエム(株)	児玉源太郎	つくし野1-28-36	キャノンOA機器販売 とサービス	96-6708
(有) 竹 内 電 機	竹内 敏博	南つくし野2-1-12	家電製品販売	96-9181
(有) 横 田 商 店	横田 定次	鶴間114	酒類、調味料 日用雑貨等販売	95-1064
(株) 倉持ハウジング工業	倉持小三郎	成瀬2-26-21	建設業	26-7473
(株) 国際エンタープライズ	渡邊 驩	南成瀬1-2-1	英会話センター、 コンサルティング	23-8221
(有) アイエムエヌジャパン	中島 範幸	" 1-2-1 駅前ハイッ1-1201	美容業	23-0769
(有) き め た 商 事	木目田文子	成瀬ヶ丘2-9-5	不動産	96-5191
(有) 垂 細 垂 防 災	占田 則幸	金井町3133	消防設備保守	27-6591
(有) 町 田 会 館	金子仙太郎	野津田町115	貸齋場業	35-6233
(株) テ ッ ク	坪井 一博	大蔵町352	機械設計及び 設計者の派遣	34-1073
(有) 柏 木	柏木由美子	" 3000-1	不動産の賃貸借及び管理	35-0800
(有) アポロビジネスシステムズ	岩城 璋勇	" 3162-25	コンピューターソフト ハード、開発、設計	34-0327
(有) 酒 舗 ま さ る や	園部 松男	鶴川6-7-2-102	酒類小売業	35-5141
(株) ユ ニ コ ー ン	矢沢 直樹	三輪町246-9	不動産業 スポーツ施設の経営	044 988-9311
(有) テニスパークフェロウズ	石川洋一郎	能ヶ谷町1510	テニススクールの 企画、管理、経営	34-2227
(有) 横 栄 産 業	横田健次郎	忠生1-29-19	ビデオテープ卸	92-1983
(有) 微 工 計 測	山田 秀行	" 3-13-32	応力計測	91-2451
(有) 根 岸 商 事	守屋 義一	根岸町140-5	宅地建物取引業	91-0353
(有) 青木コーポレーション	青木 貞治	相原町1232	不動産の賃貸、管理	72-3781
(有) パ ン の 木	山崎 弘志	" 1667-3	パン製造、販売	74-7858
(有) マ ナ ベ 文 具	真鍋 清實	小山町2608	小売業	97-0057